(目的)

第1条 この要領は、三島市(以下「市」という。)以外の者が楽寿園ロゴマーク及び楽寿園ロゴタイプ(以下これらを「ロゴマーク等」という。)を利用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(利用の届出)

- 第2条 ロゴマーク等を利用する者(個人、法人及び法人格のない団体を含む。) (以下「利用者」という。)は、あらかじめ楽寿園ロゴマーク等利用届出書 (様式第1号)(以下「届出書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 届出書を提出した者(以下「届出者」という。)は、届出の内容に変更が生じたときは、あらかじめ楽寿園ロゴマーク等利用変更届出書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- 3 前2項による届出をした者は、ロゴマーク等の利用に係る商品、広告等の 完成見本を速やかに提出しなければならない。ただし、完成見本の提出が困 難な場合は、写真等のロゴマーク等の利用の状況が確認できるものの提出を もって代えることができる。
- 4 届出者は、届出書を提出した日から2年を経過した日以後、最初に到来する3月31日までの間、ロゴマーク等を利用することができる。
- 5 届出者は、前項に規定する期間が経過する前にロゴマーク等を利用しなく なったときは、ロゴマーク等利用中止届出書(様式第3号)の提出をもって、 市長に申し出なければならない。

(遵守事項)

- 第3条 届出者は、ロゴマーク等の利用に関して、次の各号に掲げる事項を遵 守しなければならない。
 - (1) 市長が別に定めるロゴマーク等の利用に関する規程に従って利用すること。
 - (2) 届出書に記載した目的及び方法で利用すること。
 - (3) その他届出に際して利用の条件を付した場合は、その条件に従って利用すること。

(利用の改善の請求等)

- 第4条 市長は、ロゴマーク等の利用がこの要領に反する場合又は次の各号の いずれかに該当する場合は、利用者に対して利用の改善を求めることがで きる。
 - (1) 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合
 - (2) 市の品位、信用等を損なうおそれがある場合
 - (3) 第三者の利益を害するおそれがある場合
 - (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがある場合
 - (5) 風俗営業等の営業を行う者がその営業に関してロゴマーク等を利用し、

又はロゴマーク等を利用した商品等を販売する場合

(6) その他市長が適切でないと認める場合

(責任の所在)

第5条 市は、ロゴマーク等の利用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(利用料)

第6条 ロゴマーク等の利用料は、無料とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク等の利用について必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。